

「横浜市防災計画」の被害想定では、大地震時には水道管の破損などにより市内約 25%の約 40 万世帯で断水が発生するとしています。※

また、取水から蛇口へ水をお届けするまでには、電力が不可欠です。具体的には市外取水施設での水のくみ上げ、3 か所の浄水場でのろ過処理、水道水をお届けするためのポンプの運転などです。そのため、市内外で停電が発生した場合、断水する世帯がさらに多くなる可能性があります。

同様に、マンションなどのポンプで水道水を上層階にくみ上げている施設では、非常用発電設備がない場合、停電が発生すると断水することとなります。

そのため、家庭や企業などで、日頃から飲料水を備蓄しておくことが大切になります。



▲給水車から給水を受ける人々(熊本市)

あなたや大切な人を守るため、いざというときに備えて飲料水を備蓄しましょう。

※ 元禄型関東地震発生時の想定(横浜市防災計画(令和 5 年 4 月横浜市総務局))

●家庭における飲料水の備蓄

水道局では災害などに備え、**1人1日3ℓ、最低3日分で9ℓ以上**の飲料水備蓄をお願いしています。成人1人が1日に体外に排出する水分量は 2.5 ℓ程度といわれており、これに若干余裕を加え、1日に必要とする飲料水の量の目安を3 ℓ程度としています。

災害時には、給水車は病院などを優先して給水します。市内にはだれでも飲料水を得られる災害用地下給水タンクや耐震給水栓がありますが、長時間順番をお待ちいただくことが想定されるうえに、重い水(9 ℓ=9kg)を自宅まで運ぶために、大変な労力を必要とします。

そのため、水道局では各ご家庭で最低3日分を目安として、飲料水の備蓄をお願いしています。

なお、体を清潔に保ったり、洗濯をするための生活用水については、飲料水と別に確保する必要があります。



▲給水所で順番を待つ人々(仙台市) 写真提供:村上昭浩氏

●企業における飲料水の備蓄

東日本大震災では、会社などから自宅に帰ろうとした多くの人が帰宅困難となりました。横浜市では、平成 25 年 6 月に施行された「横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例」の中で、従業員の一斉帰宅抑制など、企業の努力義務について定め、帰宅困難者対策に取り組んでいます。

発災直後は交通機関の運行停止や、落下物などによる負傷などの危険が想定されるため「むやみに移動を開始しない」ことが大切です。

このため水道局では、災害時に従業員の皆さまが安心して職場に滞在できるよう「職場での飲料水備蓄」を企業にもお願いしています。

備蓄の目安は、家庭と同様に **1人1日3ℓ、最低3日分で9ℓ以上**です。

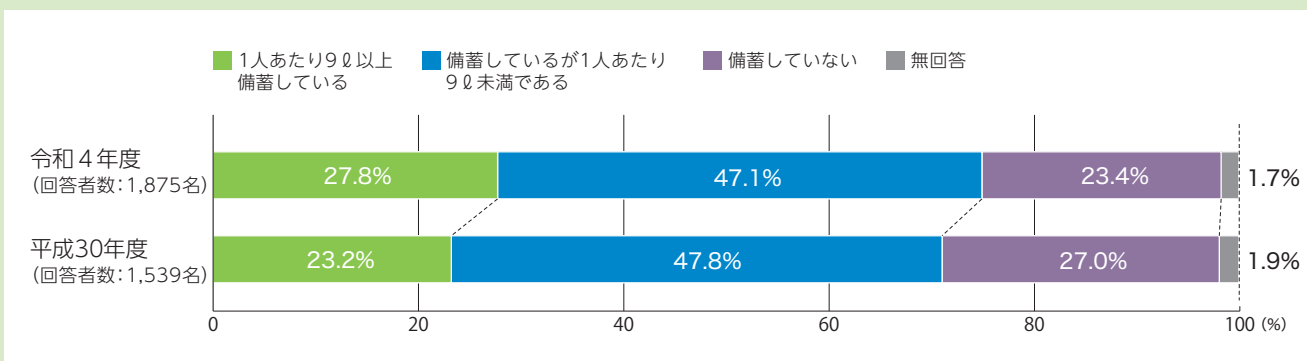


●飲料水備蓄促進に向けた取り組み

水道局では、市民の皆さまに飲料水備蓄の大切さを知っていただくため、横浜市内の各世帯に配付する「広報よこはま」や「水道・下水道使用水量等のお知らせ」への掲載、防災訓練や各種イベントなどで飲料水備蓄を促進するための啓発を行っています。

「水道に関するお客さま意識調査」結果

問：横浜市では、災害に備え、1人1日あたり3リットル、3日分で9リットル以上の飲料水の備蓄をお願いしています。あなたのご家庭では、1人あたり、どのくらいの量の飲料水を備蓄していますか。



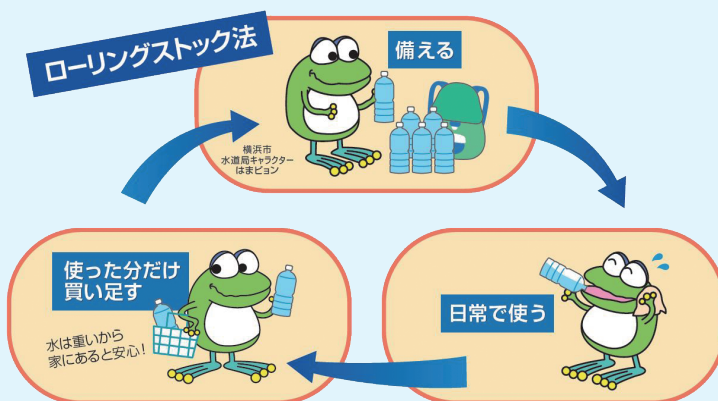
COLUMN コラム

「ローリングストック法」を活用して水を備蓄しましょう！

飲料水を備蓄する1つの方法として、「ローリングストック法」があります。

まず、1人あたり9ℓ以上の飲料水を備蓄します。次に、備蓄している飲料水を普段から使い、使った分だけ新たに買い足します。

日常生活を少し工夫するだけで備蓄が可能ですので、ぜひ実践してみましょう。



COLUMN コラム

水道水をポリ容器などでくみ置きする場合の備蓄方法

以下のことにご注意ください。

1

清潔でふたができるポリ容器などに口元まで水道水を入れ、なるべく空気が入らないよう満水の状態にしてふたを閉めてください。

2

水道水を沸騰させたり、浄水器などに通したりすると、塩素による消毒効果がなくなることがあります。蛇口からそのまま容器に水道水を入れてください。

3

直射日光のあたらない涼しい場所で保管してください。冬期で1週間、夏期で3日間程度保存できますので、この期間を目安に水の入れ替えを行ってください。